

議員提出議案第1号

田中良杉並区長に対する問責（杉並区立杉並芸術会館〈座・高円寺〉の指定管理者の指定について議案審査時に発した暴言に基づく）決議

上記の議案を提出する。

令和2年10月13日

提出者 杉並区議会議員 田中 ゆうたろう

杉並区議会議長 井口 かづ子 様

田中良杉並区長に対する問責（杉並区立杉並芸術会館〈座・高円寺〉の指定管理者の指定について議案審査時に発した暴言に基づく）決議

田中良杉並区長は、令和2年9月15日開会の区民生活委員会における議案（第91号 杉並区立杉並芸術会館の指定管理者の指定について）審査中に、委員の質疑及び委員会の運営に対し、以下の趣旨を発言した。

「規定の時間も過ぎている。我々はこれにずっと付き合わされるのか。この委員会の運営は非常識だ。整理してもらいたい。」

しかし、実際には、そのような規定は、会議規則にも委員会条例にも存在しない。

区長の発言は、不当に委員の質疑を制限し、委員会の運営に介入する暴言であると抗議する。

ありもしないルールを、さもあるかのように言い立てて、議員の言論を統制しようとは、議会軽視も甚だしい。

また、区長は、議案審査終了直後に、委員の意見及び委員会の運営に対し、以下の趣旨を発言した。

「委員の意見に含まれていた言葉について、この場で意味の説明を求めたい。誤りであるならば、謝罪と撤回を受け入れたい。区議会とは、そんなに権威のないところなのか。」

「この言葉は、審査員（発言ママ、区幹部を含む選定委員会委員を指すと思われる）に対する買収行為の有無ということの連想になる。委員は、自分の言葉に責任を持った方が良い。これは、白黒はっきりつけてもらいたい。」

しかし、これは、区長が怠慢にも、現在の指定管理者（特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク）から一部の地元関係者への金の流れについて言及した当該委員の意見全体を聞くことなく、その中の一語のみを切り取り、その意味を、区長自身も認めている通り、「連想」、すなわち被害的に曲解したものである。要するに、「一部の地元関係者」を「区側」と勘違いしたものである。さらにその上、「区議会の権威」まで引き合いに出し、当該委員の謝罪と撤回のみならず、委員長のカ

をも要求したものである。

区長の発言は、不当に委員の意見を貶め、委員会の運営を妨げ、区議会全体をも冒瀆する暴言であると重ねて抗議する。

なお、この暴言につき、当該委員は10月1日開会の決算特別委員会において真摯な反省を求めたが、区長自身は答弁を避けた。かわって地域活性化担当部長が答弁したが、やはり一言として反省の弁は聞かれなかった。また、その中に、「当該委員は何の根拠も示さず発言した」との趣旨の反論が含まれていたが、当該委員は区民生活委員会において、「現在の指定管理者については、金銭をめぐり種々の疑惑も指摘されている」と明確に述べている。「何の根拠も示さず」とは、事実と異なるまったくの強弁に他ならない。

実際、同指定管理者から高円寺びっくり大道芸実行委員会に相当額の協力金が支払われている問題は、つとに区議会でも取り上げられてきた。区民生活委員会の前日9月14日開会の本会議でも、この問題が一般質問で取り上げられたばかりである。

しかも、その一般質問の中で、翌日区長が問題視した言葉と全く同じ表現が使われていたが、この時は区長自身、何の異論も唱えていない。また、議長も、通告通り行われたこの一般質問に対し、一切の指摘等を行っていない。

区長はこれまでも、議場における度重なる居眠りや議事妨害、発言妨害、人権侵害のヤジ、女性議員に対し机を強く叩いてのパワハラ行為などを議会で批判されてきたが、ここに至ってついに一線を踏み越えた。

区長たる者、たとえ自身と異なる見解であっても、各議員の発言には誠実に耳を傾けるべきである。

もとより、区長は区議会に対し、議案審査を依頼する側であることを忘れるべきではない。

まして、議員の言論を統制しようなど、もっての外の暴挙である。

区長としての資質に疑念を持たざるを得ず、厳にその責を問う次第である。

以上、決議する。

令和2年10月13日

杉 並 区 議 会